

## 「水道料金改定を求める請願書」を不採択とする

### 特別委員会委員長報告に対する賛成討論

昨年11月11日に提出された「水道料金改定を求める請願書」については、原因が水道企業団にあるとはいえ、請願趣旨の基本となっている「水道事業経営収支計画表」の現金残高が、平成30年度の推計で、約7億円も多くなるという大幅に誤った数字を基に提出されたもので、趣旨採択とすれば水道利用者に大きな誤解を生じさせてしまいますので、その点を持って不採択に賛成の討論を終わってもよいと思います。

しかし、議長が受理された「請願書」であるので、請願書の要望について、私なりの所見を申し上げます。

まず始めに、請願書は水道料金を下げる料金改定の検討を要望されていますが、現在の水道企業団は平成25年度決算によれば、企業債の未償還残高は約52億円もある借金企業が住民にとって最重要ライフラインの上水道を供給している状況です。

しかも、平成23年に計画された「水道ビジョン」により毎年、配水管敷設替え工事等が実施されていますが、約7億円の事業費の内、3億5千万円を借金して行っています。

私達は平成23年3月11日の東日本大震災を経験しました。今後は老朽管の敷設替えに加え、水道諸施設のさらなる耐震化も進めなければならないと考えます。

仮に現金預金にゆとりがあるのであれば、これからの工事費について、利息を払わなければならない企業債に頼るのではなく、現金で実施する比率を高めなければならないと思います。

2点目に、請願の要望に事業系の料金を「口径別の料金体系」にするための検討をするようにとあります。

現在、中空知水道企業団の業務用水道料金は15m<sup>3</sup>を基本水量とするようになっています。